

お知らせ

令和 5 年 6 月 19 日

事実婚のご夫婦の不妊治療について

近年、事実婚のカップルも不妊治療を行うことが容認されています。当院では、学会の診療ガイドライン等に基づいて治療を行います。

未入籍のカップルには、下記の書類を提出していただきます。

- 1) ご夫婦それぞれの、3 か月以内に発行された戸籍謄本。いずれかが他の方と入籍関係(重婚)にあることが判明した場合、治療は差し控えさせていただきます。
- 2) お二人が実質上のご夫婦として同一生活を営んでいることを証明するため、同居と続柄のわかる住民票(「妻(未届)」や「夫(未届)」とあるもの)。
- 3) ご夫婦とも、クリニックにて 1)、2) の書類を確認させていただいた上、「事実婚関係に関する誓約書」へのご署名。

以上、宜しく願いいたします。